

ロールアップバナー式手裏剣ゲーム製作事業委託業務 仕様書

1. 委託業務名 ロールアップバナー式手裏剣ゲーム製作事業委託業務

2. 委託業務の目的

海外誘客を目的とする B to C イベントにおいて、手軽に三重県の観光地や忍者文化に触れ、認知してもらうことを目的に行う「手裏剣打ち」ゲームの的（ま）となるロールアップバナーを製作する。

3. 委託期間 契約締結日から平成 31 年 2 月 8 日（金）まで

4. 委託業務内容

(1) 仕様・デザイン

(ア) 全体

- ・ 収納された状態からスクリーンを引っ張り上げるだけのロールアップ方式で表示・設置するタイプ。
- ・ スクリーンの有効画面サイズは縦 2,000mm×横 850mm、またはこれに近いサイズ。
- ・ スクリーンの素材は、紙ではなくビニール類など一定の強度のあるものを使用すること。

(イ) スクリーンデザイン

- ・ スクリーンには、ゲーム参加者に、三重県らしい観光資源を印象づけるデザインを印刷すること。
- ・ デザインには、4 つ以上の三重県内の観光資源の画像を含めること。それらには英語で名称を表示すること。
- ・ デザインには、県から別途提供する海外誘客向けロゴマーク（MIE, Once in your lifetime）を含めること（ai ファイル、jpg ファイル、png ファイル、いずれも提供可能）。
- ・ スクリーンに、「手裏剣投げ」ゲームの的となるポケット（縦 15cm×横 15cm 相当）を 4 箇所以上設けること。
- ・ ポケットには、手裏剣（15g 程度のゴム製）を受ける袋を設けること。袋は、使用の際にポケット部分に取り付け、使用後に取り外す仕様としても良い。また、袋本体及び袋の取り付け・取り外し部分は、数年使用できる耐久性を確保すること。
- ・ デザインの校正を 2 回行うこと。
- ・ デザインデータは、ai ファイル、jpg ファイル、png ファイルの 3 種類のデータにより DVD や CD 等（メディア数量 1）に保存して納品すること。

- (ウ) 土台とスクリーンを組み立て、すぐ使用できる状態で納品すること。
- (エ) 収納バッグを1個付けること。
- (オ) バッグに収納した状態で、ANA 国際線の無料機内持ち込み手荷物サイズ（3辺（縦・横・高さ）の合計が158cm以内）以内とすること。
- (カ) 提案には以下を含めること。
 - ・ スクリーンデザインのイメージ（画像）案
 - ・ 土台、支柱、スクリーン、ポケットとなる袋とその取付部分、収納バッグの素材
 - ・ スクリーンの有効画面サイズ（縦・横）、バッグに収納した状態のサイズ（縦・横・高さ）及び重量

(2) 数量 1式

(3) 納品期限・納品場所

平成31年2月8日（金）

三重県雇用経済部観光局海外誘客課内

〒514-8570 津市広明町13番地 TEL 059-224-2847

5. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

6. 委託料の支払い方法、支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

7. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、

納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9. その他

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとします。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。